

水質汚濁に係る環境基準及び類型指定の状況のしおり

令和 4 年 4 月
石 川 県

1 水質汚濁に係る環境基準について

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、公共用水域の水質保全のため、排出規制、下水道整備等の諸施策を総合的な観点から協力に推進する際における共通の行政目標として、国において設定されたものです。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定されたものです。
- (2) 公共用水域の水質について維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、汚濁の許容限度あるいは被害の受忍限度といった消極的な意味での限度ではありません。
- (3) 公共用水域の水質汚濁防止のために、各般にわたり講じられる諸施策の共通の目標としてされるものであり、今後、各種の水質汚濁防止対策は、環境基準の達成維持を目標に推進されていくこととなるものです。
- (4) 環境基準設定の前提条件としては、人の健康の保護に関するものは、水量など水域の条件の如何に問わず、常に維持されるべきものであることとし、これに対して、生活環境の保全に関するものは、水域が通常の状態の下にある場合を前提として維持されるものとされています。

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

(改正 昭 49 環告 63、昭 50 環告 3、昭 57 環告 41・環告 140、昭 60 環告 29、昭 61 環告 1、平 3 環告 78、平 5 環告 16・環告 65、平 7 環告 17、平 10 環告 15、平 11 環告 14、平 12 環告 22、平 15 環告 123、平 20 環告 40、平 21 環告 78、平 23 環告 94、平 24 環告 84・環告 127、平 25 環告 30、平 26 環告 39・環告 126、平 28 環告 37、平 31 環告 46、令 3 環告 62)

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目的達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行うこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準
これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準
これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。
 - (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
 - (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法(準備操作は規格 K0102 の 55 に定める方法によるほか、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 8 によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2(規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は公共用水域告示付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65.の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c)に定める方法及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備 考		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL 以下	
C	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農 業 用 水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 K0102 の 12.1 に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規 格 K0102 の 21 に定め る方法	公共用水域告 示付表9に定め る方法	規 格 K0102 の 32 に定め る方法又は隔 膜電極若しくは 光学式センサ を用いる水質 自動測定 装置によりこれ と同程度の計 測 結 果 の 得られる方法	公共用水域告 示付表 10 に掲 げる方法	
備 考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。 5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注)
- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 自然環境保全 | : 自然探勝等の環境保全 |
| 2 | 水道 1 級 | : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの |
| | 水道 2 級 | : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの |
| | 水道 3 級 | : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの |
| 3 | 水産 1 級 | : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 |
| | 水産 2 級 | : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 |
| | 水産 3 級 | : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用 |
| 4 | 工業用水 1 級 | : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの |
| | 工業用水 2 級 | : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの |
| | 工業用水 3 級 | : 特殊の浄水操作を行うもの |
| 5 | 環境保全 | : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 K0102 の 53 に定める方法(準備操作は規格 K0102 の 53 に定める方法によるほか、公共用水域告示付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 K0102 の 53 で使用する水については公共用水域告示付表 10 の 1(1)による。)	公共用水域告示付表 11 に掲げる方法	公共用水域告示付表 12 に掲げる方法	
備考:基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水 浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 K0102 の 12.1に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格 K0102 の 17 に定める方 法	公共用水域告示 付表9に定める方 法	規格 K0102 の 32 に定める方法又 は隔膜電極若しくは 光式センサを用 いる水質自動測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる方 法	公共用水域 告示付表 10 に掲げる方法	
備 考							

- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
- 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 K0102 の 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6(規格 K0102 の 45 の備考3を除く。2イに おいて同じ。)に定める方法	規格 K0102 の 46.3(規格 K0102 の 46 の備考9を除 く。2イにおいて同じ。)に 定める方法	
備 考				

- 基準値は年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 K0102 の 53 に定める方法(準備操作は規格 K0102 の 53 に定める方法によるほか、公共用水域告示付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 K0102 の 53 で使用する水については公共用水域告示付表 10 の 1(1)による。)	公共用水域告示付表 11 に掲げる方法	公共用水域告示付表 12 に掲げる方法	
備考:基準値は、年間平均値とする。					

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測 定 方 法		規格 K0102 の 32 に定める方法又は公共用水域告示付表 13 に掲げる方法	
備 考			
1. 基準値は、日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	検出されない こと	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産 2 級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと	
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規 格 K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102 の 17 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	公共用水域告示付表 10 に掲げる方法	公共用水域告示付表 14 に掲げる方法	
備 考							
1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。 2. アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
- 水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 K0102 の 45.4 又は 45.6(規格 K0102 の 45 の備考3を除く。)に定める方法	規格 K0102 の 46.3(規格 K0102 の 46 の備考9を除く。)に定める方法	
備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然採勝等の環境保全
 2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又 は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 K0102 の 53 に定める方法 (準備操作は規格 K0102 の 53 に定める方法によるほか、公共 用水域告示付表 10 に掲げる 方法によることができる。また、 規格 K0102 の 53 で使用する 水については公共用水域告示 付表 10 の 1(1)による。)	公共用水域告示付表 11 に掲げる方法	公共用水域告示付表 12 に掲げる方法	
備考:基準値は、年間平均値とする。					

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息で きる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧 酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域	4.0 mg/L 以上	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生 産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水 生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息で きる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸 素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生す る水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測 定 方 法		規格 K0102 の 32 に定める方法又は公共用水域告示 付表 13 に掲げる方法	
備 考			
1. 基準値は、日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

２ 石川県における生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定状況

環境基本法第16条第2項に基づき知事が下表の公共用水域において水域類型の指定を行っています。

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指 定 年月日
大聖寺川	北潟湖	湖沼B 湖沼Ⅳ	イ ニ	—	S51.3.30 S63.3.29
	大聖寺川上流（こおろぎ橋から上流）	河川AA	イ	新我谷発電所前	S48.3.30
	大聖寺川中流（こおろぎ橋から敷地天神橋まで）	河川A	ロ	二天橋	〃
	大聖寺川下流（敷地天神橋から塩屋大橋まで）	河川B	イ	三ツ橋	〃
	大聖寺川下流（塩屋大橋から下流）	河川B	イ	塩屋大橋	S51.3.30
	大聖寺川別流（敷地天神橋水門から下福田橋下流合流点まで）	河川C	ハ	松島橋	S48.3.30
新堀川	動橋川上流（湯の国橋から上流）	河川A	イ	湯の国橋	S49.3.30
	動橋川下流（湯の国橋から下流）	河川B	イ	葦切橋	〃
	八日市川	河川B	イ	猫橋	〃
	新堀川（柴山潟を含む）	湖沼A 湖沼Ⅳ	ハ ニ	柴山潟中央	〃 S63.3.29
梯川	梯川上流（白江大橋から上流）	河川A	イ	能美大橋	S49.3.30
	郷谷川	河川A	イ	沢大橋	〃
	梯川下流（白江大橋から下流）	河川B	ロ	石田橋	〃
	木場潟	湖沼A 湖沼Ⅳ	ハ ニ	木場潟中央	〃 H1.3.28
	前川	河川B	ロ	浮柳新橋	S49.3.30
手取川	手取川上流（風嵐谷川が合流する地点から上流）	河川AA	イ	風嵐堰堤	S50.3.28
	手取川中流（風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで）	河川A	イ	白山合口堰堤 辰口橋	〃
	手取川下流（手取川橋から河口まで）	河川B	イ	美川大橋	〃
	尾添川上流（原井谷川が合流する地点から上流）	河川AA	イ	三ツ俣堰堤	〃
	尾添川下流（原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで）	河川A	イ	濁澄橋	〃
	大日川上流（雁沢橋から上流）	河川AA	イ	丸山大橋	〃
	大日川下流（雁沢橋下流から手取川本川合流点まで）	河川A	イ	下野大橋	〃
犀川	犀川上流（大桑橋から上流）	河川A	イ	大桑橋	S47.4.1
	犀川中流（大桑橋から伏見川合流点まで）	河川B	ロ	JR鉄橋	〃
	犀川下流（伏見川合流点から下流まで）	河川D	ハ	二ツ寺橋	〃
	伏見川（全域）	河川E	ハ	伏見川橋	〃
大野川	河北潟の一部（河北潟調整池防潮堤から機具橋まで）及び大野川の一部（機具橋から弓取川合流点まで）	河川C	イ	栗ヶ崎橋	S48.3.30
	河北潟（河北潟放水路を含み河北潟調整池防潮堤まで）	湖沼B 湖沼Ⅳ	ロ ニ	河北潟中央	S52.4.15 S62.3.31
	宇ノ気川上流（大谷川合流点から上流）	河川A	イ	環衛橋	S52.4.15
	宇ノ気川下流（大谷川合流点から河北潟合流点まで）	河川B	ロ	宇ノ気川橋	〃
	能瀬川	河川A	イ	浦能瀬橋	〃
	津幡川上流（太白橋から上流）	河川A	イ	津幡川橋	〃
	津幡川下流（太白橋から河北潟合流点まで）	河川B	イ	住ノ江橋	〃
	森下川上流（勘済橋から上流）	河川A	イ	勘済橋	〃
	森下川下流（勘済橋から河北潟合流点まで）	河川B	イ	森本大橋	〃
	金腐川	河川C	イ	御所大橋 金腐川橋	〃
	浅野川上流（天神橋から上流）	河川A	イ	鈴見橋	S47.4.1
	浅野川中流（天神橋からJR鉄橋まで）	河川A	ロ	応化橋	〃
	浅野川下流（JR鉄橋から下流）	河川B	ロ	鞍降橋	〃

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指 定 年月日
羽 咋 川	羽咋川（邑知潟を含む）	河川C	イ	邑知潟中央 羽咋大橋	S51.3.30
	長曽川（邑知潟への流出口まで）	河川B	イ	長曽大橋	〃
	子浦川	河川B	イ	雁田橋	〃
米 町 川	米町川上流（徳楽橋から上流）	河川A	イ	滝川橋	S52.4.15
	米町川下流（徳楽橋から河口まで）	河川B	イ	梨谷小山橋 川尻橋	〃
	於古川上流（高堂新橋から上流）	河川A	イ	日詰橋	〃
	於古川下流（高堂新橋から米町川合流点まで）	河川B	イ	於古川橋	〃
御 祓 川	御祓川上流（藤橋一号橋から上流）	河川B	ロ	藤橋二号橋	S49.3.30
	御祓川下流（藤橋一号橋から下流）	河川C	ハ	仙対橋	〃
河 原 田 川	河原田川	河川A	イ	二ツ屋橋 いろは橋	S49.3.30
	鳳至川	河川A	ロ	気勝橋	〃
町 野 川	町野川	河川A	イ	小間生橋 明治橋	S52.4.15
若 山 川	若山川上流（広栗橋から上流）	河川A	イ	古摩比橋	S51.3.30
	若山川下流（広栗橋から下流）	河川B	ハ	吾妻橋	〃

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定 年月日
加 賀 沿 岸 海 域	加賀沿岸海域 （福井県あわら市と石川県加賀市の境界点（福井県あわら市見当 山に存する三角点(浜)を基点として3度20分の方角へ850mの地点） から320度00分に引いた線と白山市と金沢市の境界点(白山市八田 町に存する三角点(八田)を基点として12度30分の方角へ370mの 地点）から307度15分に引いた線との間の陸岸の地先海域）	海域A	イ	加賀市塩屋沖 N36°17'57"、E136°14'26" 加賀市橋立漁港沖 N36°21'29"、E136°18'40" 新堀川沖 N36°22'11"、E136°20'39" 小松市安宅新沖 N36°24'39"、E136°23'52" 小松市安宅漁港沖 N36°25'29"、E136°24'49" 能美市根上沖 N36°27'04"、E136°26'24" 白山市美川漁港沖 N36°29'33"、E136°28'37" 白山市笠間沖 N36°31'09"、E136°30'13" 倉部川沖 N36°33'31"、E136°32'29"	S51.3.30
金 沢 沿 岸 海 域	金沢沿岸海域 （金沢市の地先海域のうち、金沢港甲、金沢港乙及び金沢港丙の海 域以外の部分）	海域A	イ	金沢市下安原町沖 N36°37'01"、E136°33'51" 金沢市大野町沖 N36°37'18"、E136°34'45"	S53.3.31
金 沢 港	金沢港甲 （弓取川合流点から金沢港東防波堤北端と西防波堤北端とを結ぶ 線まで）	海域C	イ	泊地出口 N36°37'05"、E136°36'32"	S48.3.30
	金沢港乙 （大野西防波堤及びその延長線、金沢港港湾区域境界線並びに陸 岸によって囲まれた海域のうち金沢港甲以外の部分）	海域B	イ	西防波堤出口 N36°38'34"、E136°36'19"	S53.3.31
	金沢港丙 （金石東防波堤の先端を中心とする半径 650mの円弧と陸岸によっ て囲まれた海域）	海域B	イ	金沢市金石本町沖 N36°36'30"、E136°34'51"	〃

水系	水域	類型	達成期間	基準地点	指定年月日
河北沿岸海域	河北沿岸海域 (金沢市と河北郡内灘町の境界からかほく市と羽咋郡宝達志水町の境界に至る陸岸の地先海域)	海域A	イ	かほく市高松沖 N36°46'22"、E136°42'27" かほく市白尾沖 N36°43'50"、E136°40'55" 内灘町沖 N36°41'32"、E136°39'24"	S52.4.15
能登半島沿岸海域	能登半島沿岸海域 (かほく市と羽咋郡宝達志水町の境界から七尾市と富山県氷見市の境界に至る陸岸の地先海域のうち S50 年石川県告示第 148 号において既に指定済みの七尾湾海域に係る部分以外の海域)	海域A	イ	宝達志水町今浜沖 N36°50'26"、E136°44'36" 宝達志水町出浜沖 N36°51'26"、E136°44'58" 羽咋市千里浜沖 N36°53'37"、E136°45'35" 志賀町高浜沖 N36°59'55"、E136°45'40" 志賀町福浦灯台沖 N37°05'04"、E136°43'07" 輪島市門前町鹿磯沖 N37°17'42"、E136°43'10" 輪島市町野町大川沖 N37°27'12"、E137°02'30" 珠洲市三崎町寺家沖 N37°31'01"、E137°21'02" 能登町布浦沖 N37°21'37"、E137°16'14" 能登町市之瀬沖(九十九湾) N37°18'37"、E137°13'51" 能登町越坂沖(九十九湾) N37°18'32"、E137°14'03" 能登町藤波沖 N37°17'12"、E137°07'56" 穴水町前波沖 N37°12'41"、E137°04'15" 七尾市庵町 17 号防波堤沖 N37°02'15"、E137°03'11"	S52.4.15
七尾湾	七尾北湾 (鳳珠郡穴水町恵比寿崎と七尾市能登島勝尾崎とを結ぶ直線、七尾市中島町長浦茂崎と七尾市能登島通り鼻とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域A	イ	北湾中央部 N37°10'41"、E136°57'31"	S50.3.28
	七尾西湾 (七尾市中島町長浦茂崎と七尾市能登島通り鼻とを結ぶ直線、七尾市屏風岬と七尾市能登島屏風崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域A	イ	西湾中央部 N37°06'09"、E136°53'59"	S50.3.28
	七尾南湾甲 (七尾市屏風岬と七尾市能登島屏風崎とを結ぶ直線、七尾市観音崎と七尾市能登島勝尾崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち七尾南湾乙の水域以外の海域)	海域A 海域Ⅱ	イ イ	南湾中央部 N37°04'37"、E136°58'29"	S50.3.28 H7.4.28
	七尾南湾乙 (住友セメント七尾港サービスステーション南端と小島防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と寿町防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と府中防波堤北端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と矢田新防波堤西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域、矢田新防波堤、同防波堤北東端と万行防波堤南西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに大田防波堤と陸岸に囲まれた海域)	海域B 海域Ⅲ	イ イ	寿町防波堤内 N37°03'14"、E136°57'47" 万行防波堤内 N37°03'11"、E136°59'23" 大田防波堤内 N37°03'39"、E136°59'53"	S50.3.28 H7.4.28

備考: 達成期間 「イ」直ちに達成、「ロ」5 年以内で可及的速やかに達成、「ハ」5 年を超える期間で可及的速やかに達成(おおむね 10 年以内)、「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

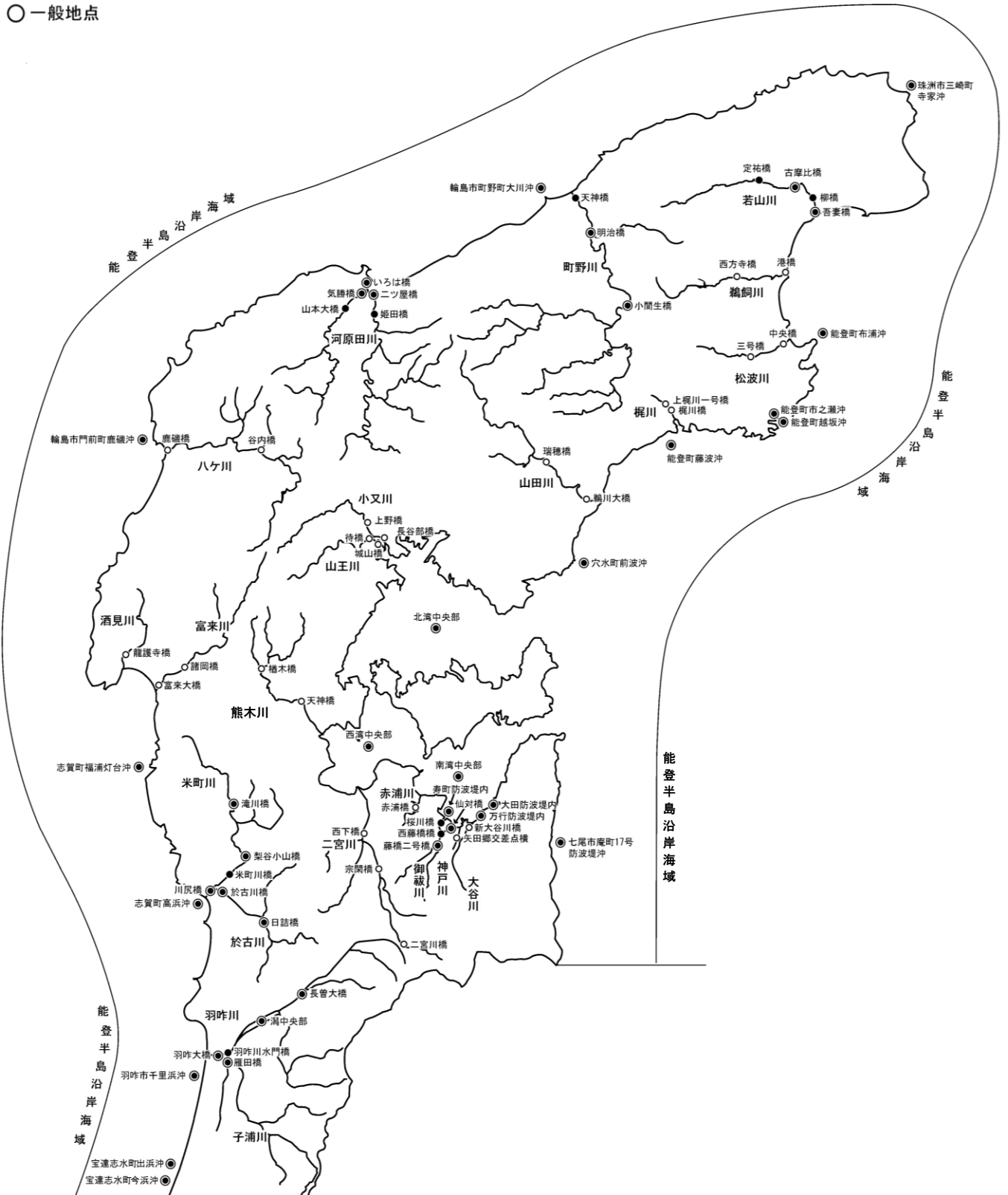
大腸菌数 加賀沿岸海域、七尾南湾甲、七尾西湾、七尾北湾及び能登半島沿岸海域は、自然環境保全を利用目的としているため、環境基準値を 20CFU/100mL とする

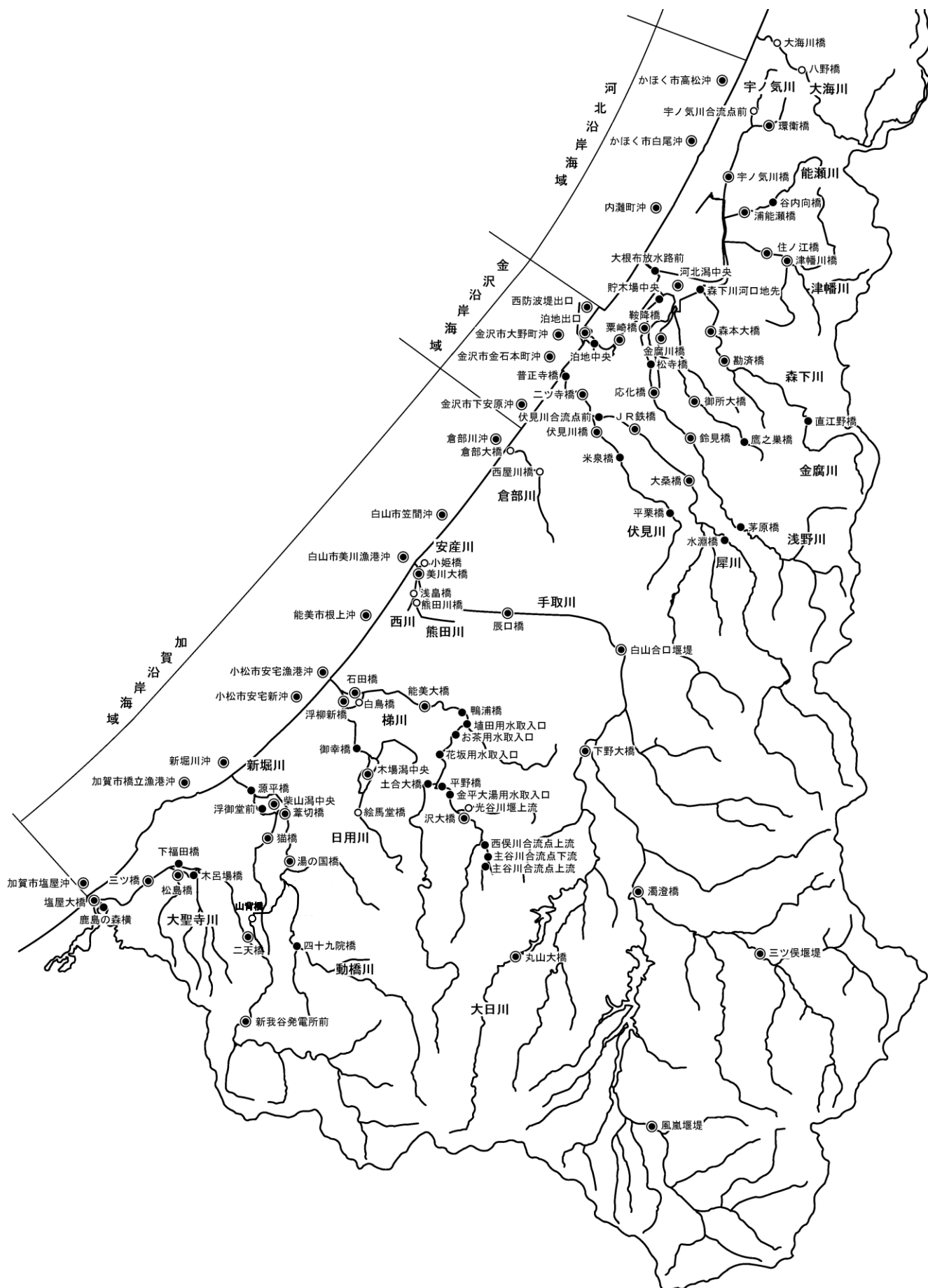
石川県水質測定地点図

● 環境基準点

● 補足地点

○ 一般地点





石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
 水環境グループ TEL (076) 225-1491 (直通) FAX (076) 225-1466
 E-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp
 (HP) <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>